

地震による津波対策計画

令和 6 年 4 月 1 日

観音寺市立観音寺中学校南海トラフ地震の津波対策計画

(目的)

第 1 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第 2 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第 1 のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長（校長：三好）及び副隊長（第一教頭：高橋）を置く。
- 二 隊長（校長：三好）のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、情報収集連絡班長（第一教頭：高橋）、避難誘導班長（第二教頭：田片）を置く。

(隊長等の権原及び業務)

第 3

(1) 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権原をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内（観音寺中学校）にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 三 避難誘導班に児童生徒等の避難誘導にあたらせること。
- 四 児童生徒を運動場に集合させて避難させること。
- 五 前記に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るための必要な措置を行わせる。

(2) 副隊長（第一教頭：高橋）は、隊長（校長：三好）を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(職員の責務)

第4 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した職員は、直ちに隊長（校長：三好）及び情報収集連絡班長（第一教頭：高橋）にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第5 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長（校長：三好）の指示に基づき、ただちに津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長（校長：三好）に報告すること。
- 二 隊長（校長：三好）の指示に基づき、地震に関する情報及び隊長（校長：三好）の命令の内容等防災上必要な情報を、次に定める手段を用い、要避難対象者等に伝える。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた要避難対象者等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。

(避難誘導班の業務)

第6 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は隊長（校長：三好）の指示に基づき、速やかに別図第1の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確保の確認、当該地域の避難場所（琴弾山）までの経路を示した地図の提出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長（校長：三好）へ報告すること。
- 二 隊長（校長：三好）から避難誘導開始の指示を受けたときは、児童生徒等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 児童生徒等の避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長（校長：三好）に報告すること。

(その他不測の事態)

第7

- (1) 隊長（校長：三好）は、南海トラフ地震が発生した以降の状況等から、この地震対策計画どおり活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長（校長：三好）は直ちに必要な指示を与えるものとする。
- (2) 各班に班長は、班がこの地震対策計画どおり活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに隊長（校長：三好）にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第8 隊長(校長:三好)が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他、前記一及び二を統合した総合防災訓練

(教育)

第9 隊長(校長:三好)が職員に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 四 教職員が果たすべき役割
- 五 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

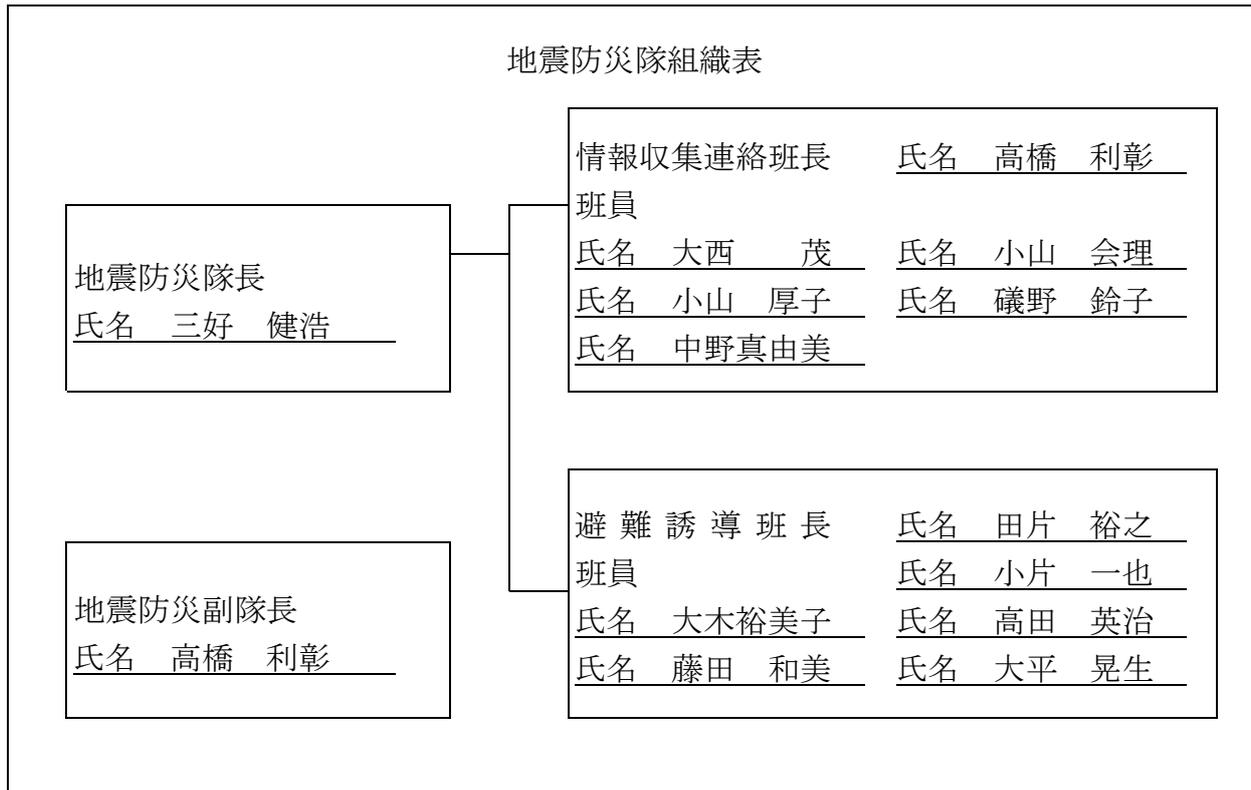
第10 隊長(校長:三好)が保護者等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 地震が発生した場合に出火防止、保護者同士が協力して行う救助活動、自動車運転の自粛等、防災上執るべき行動に関する知識
- 二 正確な情報入手の方法
- 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 四 各地域における避難対象地区に関する知識
- 五 各地域における避難地及び避難路に関する知識

※ この計画以外の事項について、防火対象物等に応じ必要事項を定める必要があれば定めること。

※ 計画の本文中()には氏名又は適する名称、場所、地名等を記入すること。

別表第 1

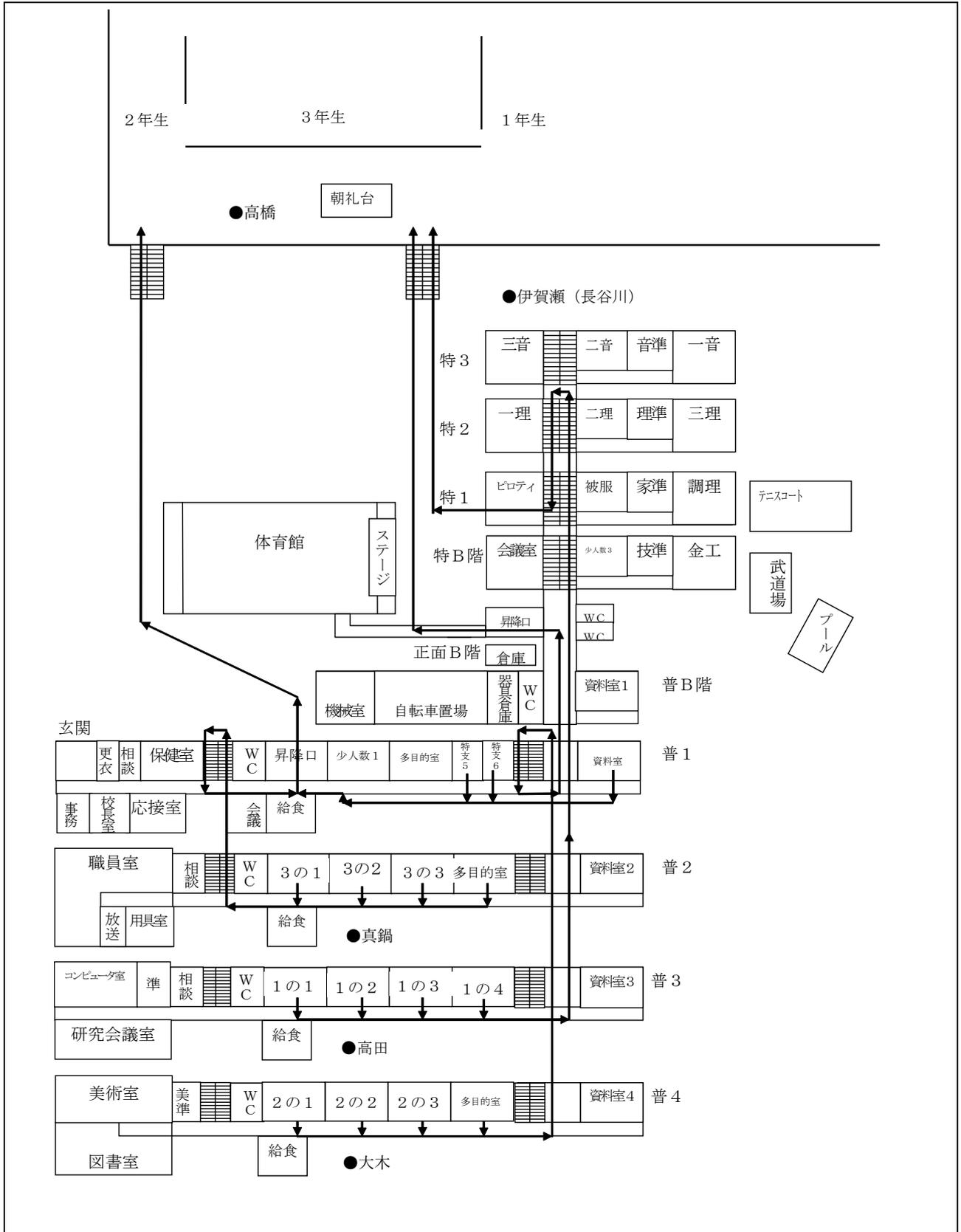


地震防災隊活動要領

担当区分	任 務 内 容
地震防災隊長	1 情報収集連絡班に地震、津波に関する情報の収集にあたらせる。 2 地震発生を各班長に伝達し、必要な措置を周知する。 3 避難誘導班に、児童生徒等の避難誘導にあたらせる。 4 児童生徒等を、既定の場所に集合させ、避難させる。
情報収集連絡班	1 隊長の指示で、地震、津波に関する情報を収集し報告する。 2 地震に関する情報を収集し、要避難対象者等に伝える。 3 多種の情報伝達手段を設定し、例文等を定めておく。 4 その他必要に応じて隊長及び班長の指示に従う。
避難誘導班	1 配置に着き、避難路の確保、安全の確認、避難場所の地図を提示。 2 隊長から避難開始の指示で、避難誘導する。 3 避難誘導は、拡声器等を用い避難を的確に指示し混乱を防止する。 4 避難誘導が完了すれば、直ちに隊長に報告する。

別図第1

避難誘導班の配置位置図 (避難場所・・・観音寺中運動場)



避難誘導班の配置位置図（第2次避難場所・・・高室公民館）